

株式会社シモジマ

第58回定時株主総会招集ご通知

日 時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都千代田区外神田四丁目14番1号
秋葉原UDX 4階 Next-1
※末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

目 次

第58回定時株主総会招集ご通知……………	1
議決権行使等についてのご案内……………	3
株主総会参考書類……………	4
事業報告……………	6
連結計算書類……………	28
計算書類……………	31
監査報告……………	34

株主各位

証券コード 7482

2019年5月31日

東京都台東区浅草橋五丁目29番8号

株式会社シモジマ

代表取締役社長 **下島 和光**

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月25日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX 4階 Next-1 ※詳細につきましては、末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第58期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第58期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査役1名選任の件
4 議決権行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 受付開始は午前9時を予定しております。開会直前は会場受付が大変混雑いたしますので、お早目の来場をお願い申し上げます。
- 資源節約のため、本通知をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますのでご了承ください(<https://www.shimojima.co.jp>)。
- 本通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。
- **インターネット上の開示について**

本通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.shimojima.co.jp>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

1. 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 2019年 6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所 秋葉原UDX 4階 Next-1(東京都千代田区外神田四丁目14番1号)
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2. 書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年 6月24日(月曜日) 午後5時30分到着分まで

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ配当性向30%を目途とすることを基本方針として実施しております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	<p>当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。</p> <p>なお、この場合の配当総額は、255,888,611円となります。</p> <p>また、2018年12月3日において中間配当金として1株につき11円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、1株につき22円となります。</p>
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月26日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	100百万円
② 減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	100百万円

第2号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役古橋孝夫氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	監査役会 出席状況 (2019年3月期)
再任 ふるはし たかお 古橋 孝夫 (1960年5月14日生)	1984年 3月 シモジマ商事(株) (現株)シモジマ) 入社 2013年 4月 当社情報システム部長に就任 2014年 7月 当社QC推進部長に就任 2015年 4月 当社監査室長に就任 2015年 6月 当社常勤監査役に就任 (現任)	8,700株	14/14回 (100%)
	【監査役候補者とした理由】 候補者は、当社の商品調達のプロセスに詳しいほか、情報システム管理・品質管理、監査の経験も有しており、当社の業務および関連法令等に関して豊富な経験と知見を有していることから、業務執行の適法性と妥当性を確保すべく、引き続き選任をお願いするものであります。		

- (注) 1.当候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.当候補者の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以上

(提供書面)

事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調となりましたが、人手不足による人件費や物流費の上昇問題等、先行きは依然として不透明な状況が続いております。当社グループが属する業界においては、ネット通販拡大、業種・業態を越えた競争激化、脱プラスチック等の環境問題への意識の高まりなど、事業環境の大きな変化が続いています。

このような状況のもとで、当社グループは基本理念である「お客様のニーズに迅速かつ的確にお応えする」ことを基本に、販売体制及び利益基盤の強化に取り組んでまいりました。営業販売部門においては、重点業界及びディーラー部門における新規開拓・深耕活動と、ユーザー部門における特注品受注活動に注力して成果を上げることができました。また、パッケージプラザ事業においては新規勧誘活動に注力して3店舗を開店し、店舗リニューアルや継続したスーパーバイザーによる既存店活性化に努めました。店舗販売部門においては、年間を通じてまとめ買いによる廉価販売「オトクヤアーン」活動によって主に飲食店向けを対象に売上の拡大に努め、店舗の外商活動も積極的に行いました。また、今期から開始したオムニチャネル政策の第一弾として通販サイト「シモジマオンラインショップ」をオープンさせ、アプリの開発等による会員募集に注力いたしました。

その結果、グループ全体での売上においては、前年実績を確保することができました。

利益面においては、原材料価格の上昇による仕入コスト増により売上総利益が落ち込んだことと、販売費及び一般管理費において、運賃や荷役料等の物流費が増加したことにより前年実績を大幅に下回る結果となりました。

この結果、連結売上高は476億96百万円（前期比1.6%増）、連結営業利益は6億70百万円（前期比56.3%減）、連結経常利益は8億72百万円（前期比51.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億13百万円（前期比53.1%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

〔紙製品事業〕

紙製品事業は、当社創業以来の主力事業としてオリジナルブランドの紙袋、包装紙、紙器を中心に販売しております。今期においては、堅調な通販・食品流通業界の動向にいち早く着目し、商品開発及び品揃えの強化を図りました。しかしながら、汎用既製品分野において伸び悩み、連結売上高は93億6百万円（前期比1.4%減）となりました。

〔化成品・包装資材事業〕

中核の化成品・包装資材事業においては、市場と顧客ニーズに適合した商品開発と拡販に努めました。主力の化成品事業においては、大口受注獲得や新規市場参入に注力し、相応の結果を残すことができました。包装資材事業においては、食品流通業界向けの商品開発及び環境対応商品の開発に力を入れ、さらに既製品の品揃えを拡充することで売上を伸ばすことができました。その結果、化成品・包装資材事業の連結売上高は259億41百万円（前期比2.2%増）となりました。

〔店舗用品事業〕

店舗用品事業は「店舗及びオフィスで使用するあらゆるものが揃う」をコンセプトに事業展開しております。文具・事務用品の品揃えの見直しや新商品の積極的な導入を図るとともに、レジ周り商品、衛生用品の販売に注力いたしました。その結果、店舗用品事業の連結売上高は124億49百万円（前期比2.5%増）となりました。

セグメント別売上高

区分	主要品目	第57期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)		第58期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
		売上高	構成比	売上高	構成比
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	百万円 9,438	% 20.1	百万円 9,306	% 19.5
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	25,385	54.1	25,941	54.4
店舗用品事業	POP用品、文具事務用品、店舗雑貨等	12,141	25.9	12,449	26.1
その他事業	物流	—	—	—	—
合計	—	46,965	100.0	47,696	100.0

(2) 設備投資の状況

オムニチャネル関連システム等IT投資で3億円、配送センター設備改修等物流投資で1億40百万円、印刷機・製袋機等の生産設備投資で1億30百万円、直営店舗の改修工事等店舗投資で1億円、不動産取得等その他の投資で2億円など、総額9億50百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 会社の対処すべき課題

①経営方針

当社グループは、包装用品とこれに関連する事業を通じて快適な社会づくりに貢献することを基本理念としております。これまでは、流通業向けの販売を中心としてまいりましたが、最近ではオフィス、飲食、通信販売など、あらゆる業界で使用される商品やサービスを一括して提供できる体制の確立に努めております。今後も、たえず経営の合理化と積極販売を図り、常に変化し続けるお客様のニーズに適時、的確にお応えし、創意工夫による市場の拡大に努め、事業の発展を図ってまいります。

②経営戦略等

当社グループは、事業の拡大、経営基盤及び経営体制の強化を中長期方針としております。

事業の拡大につきましては、当社ブランドのオリジナル商品開発やお客様の仕様に合わせた特注品の受注獲得強化、重点業界の新規開拓・深耕活動等により、包装資材業界でのシェアの拡大を図ってまいります。また、従来の柱である営業販売、店舗販売に加えて各種のEC（電子商取引）を拡充し、営業、店舗、通販等各チャネルを有機的に連携させる「シモジマ型オムニチャネル政策」を推進することで、販売チャネルの拡大と顧客満足度の向上に努めます。さらに、一般消費者向けの包装資材の用途拡大やパーソナル向けの商品開発等により市場拡大、新規市場開拓を図ります。

経営基盤の強化につきましては、確固たる物流体制の確立や子会社との営業コラボレーションを図り、グループ内のサプライチェーンマネジメント（SCM）の進化を図るとともに、仕入調達力の増強を図ってまいります。

経営体制の強化につきましては、コーポレートガバナンス体制を拡充し、企業としての社会的責任（CSR）を果たし、SDGsを念頭に持続可能な社会の発展に向けて取り組んでまいります。さらに、企業の礎となる人材育成を図ってまいります。

③経営環境への対応

成熟化した市場環境のもと、当社グループはさらなる事業拡大を求められております。また、業種・業態を越えた競争は激化し、各種のEC（電子商取引）や通信販売の浸透により顧客の購買行動は大きく変化しています。そのような環境の中で、当社グループは「シモジマ型オムニチャネル政策」をさらに推進してまいります。

通信販売においては、取扱い商品の増加やスマホアプリの充実による新規顧客の獲得に努め、ECとパッケージプラザ及びシモジマ直営店との相互誘客を図ることで顧客の購買機会の拡大に努めます。店舗販売部門では、接客力の向上と特注品の受注強化を図るとともに、積極的な外販活動を展開して営業部門と連携することで、顧客のヘビーユーザー化を図ります。営業部門では、得意先の利便性向上に資するWeb受発注システム（i-Orderシステム）の導入を促進し、取引拡大に繋がります。また、重点となる業界を設定して営業に注力する「重点業界営業政策」では、新たな業界の開拓を進め、売上拡大と業界内でのシェアアップを図ります。

販売商品につきましては、当社の特徴であるオリジナル商品の企画開発力を強化することにより、脱プラスチック等の環境問題に対応した新商品、消費税増税で軽減税率の適用対象となるテイクアウト・フードデリバリー向け及び個人間取引が増加しているC to C通販向けの新商品等の開発を進めてまいります。また、不安定な仕入環境に対応するため、国内外を含めた調達網の多様化を進め、コストダウンや得意先への安定供給に努めます。併せて、物流環境の変化に的確に対応し、業務の効率化にも取り組んでまいります。

さらに、社会的要請の高まりに対応するため、法令を順守するコンプライアンス体制を含む内部統制管理体制を一層充実させ、企業の礎となる人材育成を図るとともに、商品の品質向上と不良率低減に努めます。

以上のような活動により、社会からの期待と信頼にお応えできるよう、経営体制をつくってまいります。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



区分		第55期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第56期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第57期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第58期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	(百万円)	48,278	46,996	46,965	47,696
経常利益	(百万円)	1,690	2,059	1,785	872
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,051	1,197	1,094	513
1株当たり当期純利益	(円)	44.80	51.02	46.62	21.93
総資産	(百万円)	38,461	39,370	39,971	39,595
純資産	(百万円)	31,739	32,761	33,505	33,142
1株当たり純資産額	(円)	1,350.34	1,392.89	1,424.01	1,420.79

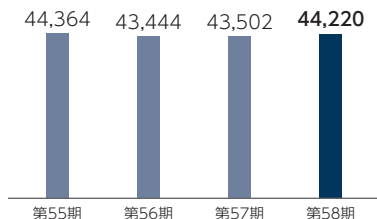
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

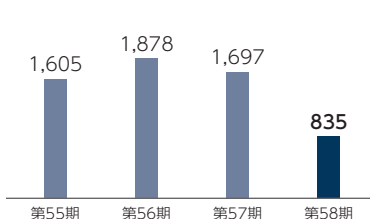
売上高

(単位：百万円)



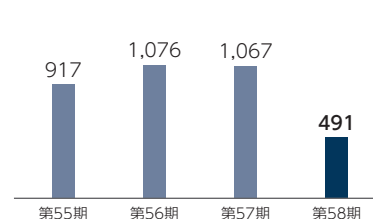
経常利益

(単位：百万円)



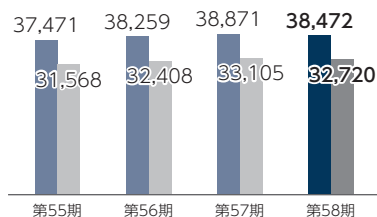
当期純利益

(単位：百万円)



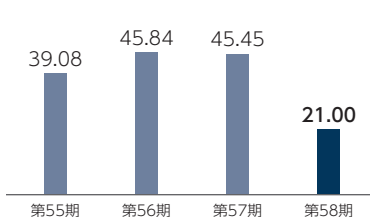
総資産/純資産

(単位：百万円)



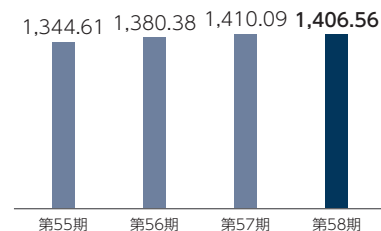
1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区分		第55期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第56期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第57期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第58期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	(百万円)	44,364	43,444	43,502	44,220
経常利益	(百万円)	1,605	1,878	1,697	835
当期純利益	(百万円)	917	1,076	1,067	491
1株当たり当期純利益	(円)	39.08	45.84	45.45	21.00
総資産	(百万円)	37,471	38,259	38,871	38,472
純資産	(百万円)	31,568	32,408	33,105	32,720
1株当たり純資産額	(円)	1,344.61	1,380.38	1,410.09	1,406.56

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、普通株主に帰属しない金額を除いて算出しております。なお、算定の基礎となる株式数は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき、自己株式を控除した株式数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
商い支援(株)	東京都	100百万円	100%	インターネット販売業務受託
シモジマ加工紙(株)	栃木県	20	100	物流業
サンワ(株)	大阪府	90	100	アパレル業界向け紙製品・店舗用品等の販売業
(株)リード商事	東京都	10	100	花材園芸業界向け店舗用品等の販売業
ハイコーパック(株)	栃木県	80	25.0 (注)	紙製品等の製造業
(有)彩光社	東京都	3	36.4 (注)	印刷業
(株)エスティシー	東京都	90	100	紙製品・化成品等の輸入業
(株)エスパック	東京都	50	100	パッケージプラザの管理
(株)我満商店	北海道	10	100	紙製品・化成品等の販売業

(注) 1. ハイコーパック(株)及び(有)彩光社の議決権比率は50%以下ですが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

2. 当事業年度末日において、特定完全子会社はありません。

(8) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

セグメント区分	主要製品	会社名
紙製品事業	紙袋、包装紙、紙器等	当社、サンワ(株)、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、ハイコーパック(株)、(株)エスティシー
化成品・包装資材事業	ポリ袋、粘着テープ、その他包装資材等	当社、サンワ(株)、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、(株)エスティシー
店舗用品事業	P O P 用品、文具事務用品、店舗雑貨等	当社、サンワ(株)、商い支援(株)、(株)エスパック、(株)我満商店、(株)リード商事、(有)彩光社
その他事業	上記事業の運送・保管	シモジマ加工紙(株)

(9) 主要な事業所

(2019年3月31日現在)

当社	① 本 社	東京都台東区浅草橋五丁目29番8号
	② 営業所	東京、大阪、札幌、盛岡、仙台、新潟、金沢、前橋、宇都宮、埼玉、千葉、横浜、静岡、名古屋、京都、高松、広島、福岡
	③ 店 舗 (東 京)	馬喰横山店、浅草橋本店、浅草橋駅前店、かっぱ橋店、浅草橋クラマエ店、府中店、関東通販店、east side tokyo、WRAPPLE wrapping and D.I.Y.+cafe、ラッピング倶楽部、パッケージプラザ上板橋店、パッケージプラザ葛西店、パッケージプラザ三軒茶屋店、パッケージプラザ中野店、パッケージプラザ立川栄町店
	(大 阪) (その他)	心斎橋店、船場センタービル3号館店、西梅田店、プロパック東大阪店 名古屋店、明道町店(名古屋市)、岐阜店、ニューポートひたちなか店、宇都宮店、宇都宮市場店、川口店、所沢店、松戸店、船橋店、西大路五条店(京都市)、三宮店(神戸市)、canaelleグランツリー武蔵小杉(川崎市)、WRAPPLE福岡パルコ、パッケージプラザ宮千代店(仙台市)、パッケージプラザ新潟東店、パッケージプラザ平林店(長野市)、パッケージプラザ大宮店、パッケージプラザ柏店、パッケージプラザ横浜店、パッケージプラザ渋沢店(秦野市)、パッケージプラザ広島西店、パッケージプラザ米子店
子会社	④ 配 送 センター	田沼配送センター(佐野市) 東部配送センター(さいたま市) 西部配送センター(東大阪市) 大阪南港物流センター(大阪市)
	⑤ 営業拠点	商い支援(株)(東京都台東区) サンワ(株)(大阪市中央区) (株)リード商事(東京都大田区) (株)我満商店(北海道釧路市)
	⑥ 生産拠点	ハイコーパック(株)(栃木県芳賀町) (有)彩光社(東京都荒川区)
	⑦ その他	シモジマ加工紙(株)(栃木県佐野市) (株)エスティシー(東京都台東区) (株)エスパック(東京都台東区)

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
856名	16名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
606 (230) 名	11 (5) 名	37.8歳	15.1年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者は、正規就労時間による年平均人員を () 内に外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況

特記すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	67,000,000株
② 発行済株式の総数	24,257,826株
③ 株主数	7,132名
④ 上位10名の株主の状況	

株主名	持株数	持株比率
有限会社 謙友	4,322千株	18.58%
有限会社 ケイエヌジェイ	2,787	11.98
有限会社 和貴	2,295	9.87
下島 公明	724	3.11
下島 和光	713	3.07
シモジマ従業員持株会	652	2.80
下島 謙司	639	2.75
日本生命保険相互会社	560	2.41
シモジマ取引先持株会	542	2.33
株式会社 S B I 証券	458	1.97

- (注) 1. 持株比率は発行済の普通株式の総数から自己株式 (995千株) を控除して計算しております。
2. 上記のほか、当社が自己株式995千株を所有しております。
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	下島 和光	サンワ(株)取締役
専務取締役	笠井 義彦	営業統括本部長兼営業本部長
常務取締役	下島 公明	経営企画室長
常務取締役	下島 雅幸	管理本部長兼人事部長
取締役	小野寺 仁	商品統括本部長 商い支援(株)代表取締役社長
取締役	川原 利治	販売本部長
取締役	船井 勝仁	(株)船井本社代表取締役社長
取締役	梅野 勉	三井金属アクト(株)社外取締役
常勤監査役	古橋 孝夫	
常勤監査役	肥田 耕一	
監査役	佐藤 裕一	公認会計士佐藤裕一事務所代表
監査役	榎本 峰夫	榎本峰夫法律事務所主宰 (株)セガホールディングス社外監査役 セガサミーホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役船井勝仁氏並びに取締役梅野勉氏は、社外取締役であります。
 2. 取締役船井勝仁氏は、経営コンサルタントとして豊富な経験を有しております。
 3. 取締役梅野勉氏は、企業経営者として豊富な経験を有しております。
 4. 監査役佐藤裕一氏並びに監査役榎本峰夫氏は、社外監査役であります。
 5. 監査役佐藤裕一氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する知見を有しております。
 6. 監査役榎本峰夫氏は、弁護士（東京弁護士会）の資格を有し、法令順守及びガバナンス、監査体制等に関する知見を有しております。
 7. 当社は2014年6月24日より、執行役員制度を導入しております。
 8. 当事業年度中に退任した監査役は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位担当
桑子 幸彦	2018年6月26日	任期満了	常勤監査役

9. 執行役員の地位及び担当等の状況（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務取締役上席執行役員	笠井 義彦	営業統括本部長兼営業本部長
常務取締役上席執行役員	下島 公明	経営企画室長
常務取締役上席執行役員	下島 雅幸	管理本部長兼人事部長
取締役上席執行役員	小野寺 仁	商品統括本部長 商い支援(株)代表取締役社長
取締役上席執行役員	川原 利治	販売本部長
上席執行役員	下島 謙司	グループ管理室長 商い支援(株)取締役
執行役員	工藤 弘行	商品本部長 (株)エステシー代表取締役社長
執行役員	加藤 吉信	管理本部副本部長兼経理部長
執行役員	服部 進吉	営業本部副本部長兼第一営業部長 (株)エスパック代表取締役社長
執行役員	島田 浩一	販売本部副本部長
執行役員	大貫 学	営業本部副本部長兼第二営業部長 シモジマ加工紙(株)取締役

10. 当事業年度中における取締役および監査役の地位・担当および重要な兼職の異動状況は以下のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
笠井 義彦	取締役常務執行役員 営業統括本部長兼営業本部長	専務取締役上席執行役員 営業統括本部長兼営業本部長	2018年6月26日
下島 公明	取締役常務執行役員 商品統括本部長	取締役常務執行役員 経営企画室長	2018年4月1日
	取締役常務執行役員 経営企画室長	常務取締役上席執行役員 経営企画室長	2018年6月26日
下島 雅幸	取締役上席執行役員 管理本部長兼人事部長	常務取締役上席執行役員 管理本部長兼人事部長	2018年6月26日
小野寺 仁	取締役上席執行役員 経営企画室長	取締役上席執行役員 商品統括本部長	2018年4月1日
川原 利治	執行役員販売本部長 シモジマ加工紙(株)取締役	取締役上席執行役員販売本部長 シモジマ加工紙(株)取締役	2018年6月26日
	取締役上席執行役員販売本部長 シモジマ加工紙(株)取締役	取締役上席執行役員販売本部長	2018年6月29日
肥田 耕一	第二商品部部长 (株)エステシー取締役	常勤監査役	2018年6月26日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である船井勝仁氏と梅野勉氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

③ 独立役員の届出

当社は、社外取締役である船井勝仁氏と梅野勉氏、及び社外監査役である佐藤裕一氏と榎本峰夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

④ 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)	
			基本報酬	賞与
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	188 (11)	172 (11)	16 (0)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	42 (11)	41 (10)	1 (0)
合計 (うち社外役員)	13 (4)	231 (22)	214 (22)	17 (0)

- (注) 1. 取締役の報酬は、定額的な基本報酬と業績に連動する賞与の二本立てとしており、後者の算定では経営上の提案状況及びその実施状況、結果としての経営実績を斟酌しております。最終的に、報酬は指名報酬委員会への諮問とその答中を経た後、取締役会が決定いたします。これは、取締役の報酬の透明性と会社の利害一致による企業価値の最大化をはかることを目的とするもので、取締役会が実施する個人(部門)別業績評価に基づき取締役の報酬を決定しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬につきましては、株主総会で定められた限度額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしております。
5. 当社は、2007年6月27日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。
6. 当事業年度末日現在の取締役は8名(うち社外取締役2名)、監査役は4名(うち社外監査役2名)であります。

ロ. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役船井勝仁氏は、(株)船井本社代表取締役社長であり、当該会社と当社との間には特別な取引関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

取締役梅野勉氏は、三井金属アクト(株)社外取締役であり、当該会社と当社との間には特別な取引関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者である者を除く）との親族関係

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	船井 勝仁	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中13回に出席いたしました。経営コンサルタントとしての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っております。
取締役	梅野 勉	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中14回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験を活かし、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

② 監査役

イ. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役佐藤裕一氏は、公認会計士佐藤裕一事務所の代表であり、当該事務所と当社との間には特別な取引関係はありません。

監査役榎本峰夫氏は、榎本峰夫法律事務所の主宰者であり、当該事務所と当社の間では、法律顧問業務の委託取引契約を締結しておりますが、当該事務所と当社の間における取引額は当社の連結売上高の1%未満です。

ロ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

監査役佐藤裕一氏は、2018年6月までシンデン・ハイテックス(株)社外監査役、(株)東葛ホールディングス社外監査役でありましたが、当該会社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役榎本峰夫氏は、(株)セガホールディングス社外監査役、セガサミーホールディングス(株)社外監査役であり、当該会社と当社との間には特別な関係はありません。

ハ. 会社または会社の特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	佐藤 裕一	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中14回、並びに監査役会14回中14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適宜発言を行い、また、監査役会においては、実効性の高い監査実現のため適宜発言を行っております。
監査役	榎本 峰夫	取締役会（臨時取締役会含む）14回開催中14回、並びに監査役会14回中14回に出席いたしました。弁護士として豊富な経験と当社を取り巻く経営環境にも精通しており、専門的かつ客観的な視点で取締役会において適切な助言・意見を述べております。また、監査役会においては、公正性と透明性のある監査体制等の適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ホ. 補欠監査役を選任

補欠監査役につきましては、2018年6月26日開催の第57回定時株主総会において、法令に定める監査役の数に欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、唐澤貴夫氏の選任にご承認を得られています。また、その選任の効力につきましては、当社定款第32条第4項にて当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとしています。

なお、同氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	29

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、取締役会において下記のとおり基本方針を定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定し、コンプライアンスの徹底をはかります。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
- ・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・監査役により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査役監査を実施します。
- ・社外取締役2名を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化をはかり、役員の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
- ・取締役会の評価を実施し、その運営の適正をはかります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、執行役員会議事録、決裁申請書、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程にしたがい保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
- ・情報システム管理規程に加えて情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を設置して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
- ・マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等の策定を行います。その活動の概要は定期的に取り締役会へ報告します。
- ・災害等（地震、火災、新型インフルエンザ、その他）に起因する緊急事態については、危機管理規程にしたがい災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取り組みに関するマニュアルを策定しています。
- ・内部者取引防止規程により、社内情報管理の強化をはかるとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
- ・情報システム管理規程及び個人情報保護規程、情報セキュリティ管理規程に基づき、情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社管理・統括を実行します。
- ・反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し、防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- ・品質管理規程を制定するとともに、品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施します。
- ・子会社等は関係会社管理規程により、重要な契約の締結、重要な投融资等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危険の抑制をはかることとしています。
- ・監査室を中心とする内部監査を実施することにより、各部門での損失・危険の拡大防止をはかります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役等で構成する執行役員会を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
- ・業務の効率的運用や責任体制の確立をはかるため、並びに執行役員制の導入により組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準等を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
- ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上をはかります。
- ・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えています。
- ・企業統治を強化し、企業価値の維持と向上を図るべく、社外役員を中心に構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬については同委員会に諮問し、その答申を受けたうえで決定します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底をはかります。
- ・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を配布し常時見られるようにしています。
- ・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
- ・企業取引の公正化をより進行させることで、下請法（下請代金支払遅延等防止法）マニュアルの整備をはかり順守しています。
- ・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止をはかります。また、ストレスチェックの着実な実施により、従業員のメンタルヘルスの確保をはかります。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。
- ・コンプライアンス担当部署、内部監査部門は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。
- ・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規定に基づき相談・通報窓口を設置しています。
- ・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。

⑥ 当社及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。
- ・出向規程に基づき、常勤・非常勤に係らず子会社等の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定常的に監督します。
- ・企業集団の業務運営状況を把握しその改善をはかるため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。

- ・子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とのコミュニケーション等により計画修正し職務遂行をはかります。
- ・子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱（行動羅針盤）を順守します。
- ・子会社等との取引については、基本契約や社内規定等に基づき市場価格によって適切に行います。
- ・子会社等の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。

⑦ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・監査役からの要請に基づき、監査役の職務を補助するために必要な要員を配置します。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助する使用人に対しては、当社の他の部署に属さないこととし独立した対応を確保します。
- ・監査役補助員の独立性は、取締役会の指揮命令系統には属さず、監査役の職務の補助にあたり監査役補助員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査役会の承認を得ます。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとします。

⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査役に報告します。また、監査役が追加監査の必要性を認めるときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。
- ・社内通報規定に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査役に報告します。
- ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。
- ・子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に参加した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項は監査役に報告します。
- ・子会社等を監査する際、当社の監査役は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認します。

- ・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規定を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱いをしないこと並びに個人情報保護は担保しています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役及び監査役会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携することができるほか、取締役会・執行役員会等の重要な会議に出席することができ、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。
- ・監査役は社長並びに取締役、内部監査部署及び会計監査人とは、意思疎通をはかるため定期的に意見交換会を開催します。
- ・監査役は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けられます。

なお、前11項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 会議の開催状況

当事業年度において取締役会は、計14回開催し、法令及び定款に規定された事項や経営方針、コンプライアンス等の重要事項について、職務執行の適切性、効率性等の観点から審議を行いました。監査役会は、計14回開催し、業務監査・内部統制監査の報告を行いました。執行役員会は計26回開催し、業務執行、システム開発、人事制度等に関する調整を行いました。内部統制委員会は計4回開催し、各種法令への対応や、クレーム・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論いたしました。

② リスク管理

リスク管理のため、各本部が日常的なモニタリングを行っているほか、取締役会・監査役会・執行役員会・内部統制委員会でそれぞれ関連事項を議論し、監督しています。また、環境に関するリスクは環境プロジェクトが、品質に関するリスクは品質管理委員会が、情報に関するリスクは情報セキュリティ委員会がそれぞれ関連法令の確認や、運用状況のモニタリング等を実施しております。

③ 財務報告の適正

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価（J-SOX）に関しては、経営企画室及び監査室を中心に組織的な整備評価、運用評価を行い、統制の有効性を確認しています。当事業年度は、関連事務の効率化を図るため、固定資産管理規程を改定しました。

④ 監査

企業集団における業務の適正性を確保するために、監査役及び監査室による定期的な業務監査・内部統制監査を実施し、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況の検証を行っております。

⑤ コンプライアンス

当事業年度は、働き方改革関連の法改正を受けて就業規則等を改定し、労働時間の削減、有給休暇取得の促進等を図りました。また、従業員の健康促進を図るべく、安全衛生管理規程を改定し、従前から行ってきた長時間労働者の面接指導やストレスチェックを明文化しました。情報セキュリティ、反社会的勢力排除等に関して、コンプライアンス教育も社内研修やEラーニングにより継続して実施しています。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動資産	22,470	21,898
現金及び預金	10,765	9,619
受取手形及び売掛金	5,439	5,435
電子記録債権	521	604
商品及び製品	4,805	4,994
原材料及び貯蔵品	559	610
その他	387	642
貸倒引当金	△9	△6
固定資産	17,500	17,696
有形固定資産	13,406	13,578
建物及び構築物	4,709	4,532
機械装置及び運搬具	232	434
土地	7,361	7,549
リース資産	990	881
その他	111	179
無形固定資産	673	792
リース資産	102	65
その他	570	727
投資その他の資産	3,421	3,325
投資有価証券	687	457
長期貸付金	245	264
繰延税金資産	416	497
その他	2,216	2,249
貸倒引当金	△144	△142
資産の部合計	39,971	39,595

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動負債	4,359	4,363
支払手形及び買掛金	2,148	2,167
短期借入金	33	28
1年内返済予定の長期借入金	2	2
リース債務	130	101
未払法人税等	449	303
賞与引当金	369	359
役員賞与引当金	34	26
その他	1,191	1,375
固定負債	2,105	2,089
長期借入金	7	5
リース債務	474	395
繰延税金負債	2	—
再評価に係る繰延税金負債	277	277
退職給付に係る負債	1,045	1,118
資産除去債務	37	37
その他	261	254
負債の部合計	6,465	6,452
純資産の部		
株主資本	39,227	38,987
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,304	1,304
利益剰余金	37,397	37,394
自己株式	△879	△1,117
その他の包括利益累計額	△5,807	△5,947
その他有価証券評価差額金	401	254
繰延ヘッジ損益	△17	7
土地再評価差額金	△6,195	△6,195
退職給付に係る調整累計額	4	△14
非支配株主持分	85	103
純資産の部合計	33,505	33,142
負債及び純資産の部合計	39,971	39,595

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	46,965	47,696
売上原価	31,704	32,889
売上総利益	15,260	14,807
販売費及び一般管理費	13,725	14,137
営業利益	1,534	670
営業外収益	305	259
営業外費用	54	56
経常利益	1,785	872
特別利益	16	47
保険解約返戻金	16	47
特別損失	78	55
減損損失	78	55
税金等調整前当期純利益	1,723	864
法人税、住民税及び事業税	633	353
法人税等調整額	△18	△20
当期純利益	1,108	531
非支配株主に帰属する当期純利益	14	18
親会社株主に帰属する当期純利益	1,094	513

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,405	1,304	37,397	△879	39,227
当期変動額					
剰余金の配当			△515		△515
親会社株主に帰属する当期純利益			513		513
自己株式の取得				△238	△238
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△2	△238	△240
当期末残高	1,405	1,304	37,394	△1,117	38,987

	その他の包括利益累計額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	401	△17	△6,195	4	△5,807	85	33,505	
当期変動額								
剰余金の配当							△515	
親会社株主に帰属する当期純利益							513	
自己株式の取得							△238	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△146	24	—	△18	△140	18	△122	
当期変動額合計	△146	24	—	△18	△140	18	△362	
当期末残高	254	7	△6,195	△14	△5,947	103	33,142	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動資産	21,110	20,568
現金及び預金	9,995	8,868
受取手形	595	564
電子記録債権	514	597
売掛金	4,344	4,402
商品	4,527	4,677
原材料及び貯蔵品	430	499
その他	706	963
貸倒引当金	△4	△4
固定資産	17,761	17,904
有形固定資産	12,310	12,525
建物	4,045	3,902
構築物	25	27
機械装置	165	382
車両運搬具	0	1
工具・器具及び備品	52	49
土地	6,987	7,175
リース資産	981	874
建設仮勘定	52	112
無形固定資産	610	740
ソフトウェア	345	514
リース資産	75	45
その他	189	180
投資その他の資産	4,841	4,638
投資有価証券	683	453
関係会社株式	552	537
出資金	1	1
長期貸付金	1,364	1,296
繰延税金資産	402	472
敷金及び保証金	370	353
保険積立金	1,602	1,652
その他	7	13
貸倒引当金	△143	△141
資産の部合計	38,871	38,472

負債の部		
科目	前期(ご参考)	当期
流動負債	3,825	3,841
支払手形	57	56
買掛金	1,852	1,884
リース債務	116	88
未払金	623	858
未払費用	240	240
未払法人税等	416	280
賞与引当金	312	302
役員賞与引当金	33	25
その他	173	104
固定負債	1,941	1,910
リース債務	442	377
長期預り敷金保証金	114	109
退職給付引当金	977	1,016
長期未払金	91	91
再評価に係る繰延税金負債	277	277
資産除去債務	37	37
負債の部合計	5,766	5,752
純資産の部		
株主資本	38,915	38,653
資本金	1,405	1,405
資本剰余金	1,304	1,304
資本準備金	1,273	1,273
その他資本剰余金	31	31
利益剰余金	37,077	37,052
利益準備金	351	351
その他利益剰余金	36,726	36,701
固定資産圧縮積立金	48	45
別途積立金	35,500	36,000
繰越利益剰余金	1,178	655
自己株式	△871	△1,109
評価・換算差額等	△5,810	△5,932
その他有価証券評価差額金	401	255
繰延ヘッジ損益	△17	7
土地再評価差額金	△6,195	△6,195
純資産の部合計	33,105	32,720
負債及び純資産の部合計	38,871	38,472

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	前期(ご参考)	当期
売上高	43,502	44,220
売上原価	29,478	30,634
売上総利益	14,024	13,585
販売費及び一般管理費	12,558	12,962
営業利益	1,465	622
営業外収益	289	245
受取利息及び配当金	22	24
受取賃貸料	54	70
保険返戻金	48	—
その他	163	150
営業外費用	56	33
売上割引	3	3
貸倒引当金繰入額	18	—
その他	34	29
経常利益	1,697	835
特別利益	14	34
保険解約返戻金	14	34
特別損失	78	71
減損損失	78	55
関係会社株式評価損	—	15
税引前当期純利益	1,634	798
法人税、住民税及び事業税	586	322
法人税等調整額	△19	△16
当期純利益	1,067	491

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											株主資本 合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己 株式	
		資 準 備 金	本 金	そ の 資 剰 余 金	他 本 金	資 剰 余 金 計	利 率 備 金	益 金	その他利益剰余金			
固定資産 圧縮積立金	別 積 立 金	途 積 立 金	繰 越 利 剰 余 金	益 剰 余 金								
当期首残高	1,405	1,273	31	1,304	351	48	35,500	1,178	37,077	△871	38,915	
当期変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩						△2		2	—		—	
別途積立金の積立							500	△500	—		—	
剰余金の配当								△516	△516		△516	
当期純利益								491	491		491	
自己株式の取得										△238	△238	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△2	500	△522	△24	△238	△262	
当期末残高	1,405	1,273	31	1,304	351	45	36,000	655	37,052	△1,109	38,653	

	評価・換算差額等						純資産合計	
	その 他 評 価	有 価 差 額	証 額 金	繰 延 損	ヘ ッ ジ 益	土 地 再 評 価 差		
当期首残高		401			△17	△6,195	△5,810	33,105
当期変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩								—
別途積立金の積立								—
剰余金の配当								△516
当期純利益								491
自己株式の取得								△238
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)		△146			24	—	△122	△122
当期変動額合計		△146			24	—	△122	△385
当期末残高		255			7	△6,195	△5,932	32,720

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 シモジマ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北澄和也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江村羊奈子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シモジマの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シモジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社 シモジマ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	北澄和也 ㊞
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	江村羊奈子 ㊞
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シモジマの2018年4月1日から2019年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等の監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、執行役員会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書、契約書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社シモジマ 監査役会

常勤監査役 古橋孝夫 ㊞

常勤監査役 肥田耕一 ㊞

社外監査役 佐藤裕一 ㊞

社外監査役 榎本峰夫 ㊞

以上

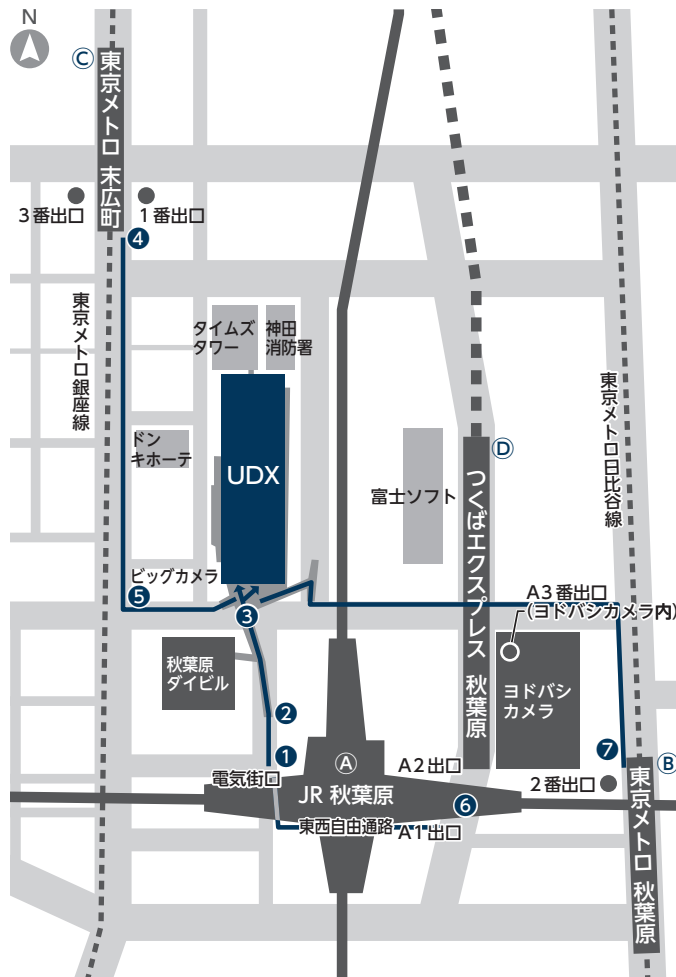
定時株主総会会場ご案内図

会場

秋葉原UDX 4階 Next-1

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

電話 (03) 3254-8421



最寄駅

① JR総武線・山手線・京浜東北線
秋葉原駅

電気街口より
徒歩2分(①→②→③)

② 東京メトロ日比谷線
秋葉原駅

2番出口より
徒歩4分(⑦→③)

③ 東京メトロ銀座線
末広町駅

1番又は3番出口より
徒歩3分(④→⑤→③)

④ つくばエクスプレス
秋葉原駅

A1出口より
徒歩3分(⑥→①→②→③)

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。